

3. 海外におけるグリーン公共調達制度及び環境ラベル等に関する調査・検討

3-1. 海外のグリーン公共調達制度の状況等調査

3-1-1 欧州連合 (EU)

EUの公共調達は、2014年に公布された公共調達指令 (Directive 2014/23/EU, Directive 2014/24/EU, Directive 2014/25/EU) に基づいている。この公共調達指令では、手続きの簡素化・電子化を通じて中小企業の参入を容易にするとともに、従来の「最低価格」重視から脱却し、環境・社会・労働面やイノベーションへの配慮を評価基準に組み込む「戦略的調達」を推進している点が特徴である。そして、発注機関が特定のラベルを要件として求めることを認めていることも特筆される。その内容は、第三者認証であることや、ライフサイクルを考慮したこと、基準は客観的かつ非差別的であることなど、ISO14024 に基づくタイプ I 環境ラベルを意図した要件として設定されている。

現在、この公共調達指令は改定プロセス中であり、2024年12月13日-2025年3月7日の期間に同指令の評価及びフィットネスチェックのための意見募集並びにパブリックコンサルテーションが行われ、2025年10月13日にはその結果を踏まえた欧州委員会 (European Commission: EC) の立場が公表された。本項では、EC が公表した報告書を読み解き、公共調達指令改定の方向性を探る。

1) Commission Staff Working Document: Evaluation of the Public Procurement Directives

(1) 報告書の概要

欧州会計検査院 (ECA) 及び欧州理事会の要請、並びにフィットネスチェック¹のための意見募集とパブリックコンサルテーションの結果を踏まえ、EC は 2025 年 10 月 13 日、公共調達指令の評価・分析報告書である「Commission Staff Working Document: Evaluation of the Public Procurement Directives²」を公表した。本報告書は、公平な競争、透明性、効率性など当初の目的がどの程度達成されたかを分析したものである。その結果、現行の公共調達指令は、EU 単一市場における競争促進や透明性の向上といった当初の目的を「部分的に達成した」と評価した。しかし、当初意図された「簡素化」や「柔軟性」は現場に浸透しておらず、むしろ手続きは複雑化し、硬直的であると認識されていた。また、近年の地政学的変化や危機的状況 (コロナ禍やエネルギー危機など) への対応において、「柔軟性に欠ける」という重大な課題が浮き彫りとなったと指摘した。このような地政学的リスクの高まりによる「経済安全保障」や「戦略的自律」といった新たな優先事項に対し、現行の枠組みは十分な機敏性と整合性を欠いていると指摘された。

¹ 現行規制の実効性を検証し改善策を見出すための包括的な政策評価

² [https://ec.europa.eu/transparency/documents-register/detail?ref=SWD\(2025\)332&lang=en](https://ec.europa.eu/transparency/documents-register/detail?ref=SWD(2025)332&lang=en)

これを受け、EC は現行ルールの抜本的な見直し（改正）が必要であるとの結論に至っている。

(2) 報告書のまとめ

本報告書の主なポイントを以下のとおりまとめる。

① 有効性 (Effectiveness) - 意図した効果は得られたか

● 法的な明確性と適用範囲の課題

- 本指令は法的確実性の向上を目指したものであったが、結果としてその目的は達成されなかったと評価される。
- 過去の判例を整理・体系化し、契約主体に関する定義の刷新及び簡素化を試みたものの、公共部門内部での契約の扱い、「異常に低い入札価格」の判断、第三国への対応など不明確さが生じている。

● 手続きの簡素化と柔軟性の欠如

- 手続きの簡素化及び柔軟性の向上は、本指令が適用される適用基準額を超える調達案件に伴う行政負担の軽減や、調達プロセスの迅速化などを主たる目的としたものであったが、その達成は限定的なものにとどまった。
- **入札方式の利用傾向**：「公開手続き (Open public procedures ※日本の一般競争入札に相当)」の利用率は 73% (2006-2010 年) から 82% (2017-2024 年) に増加した一方、「制限手続き (restricted procedures ※日本の指名競争入札に近い手続き)」は 11% (同) から 2% (同) へ減少した。
- **関係者からの評価**：パブリックコンサルテーションでは、回答者の 54.1% が「ルールは簡素化されていない」と回答しており、特に地方公共団体の 69% は加盟国が指令を国内法化する際に独自の規制を上乗せする「ゴールド・プレーティング (gold-plating)」により、複雑さが増したと報告している。
- **所要期間の長期化**：手続きに要する期間 (公告から落札まで) は、平均 58 日 (2006-2010 年) から 62 日 (2017-2024 年) へと長期化しており、迅速化の目標は達成されなかった。

● デジタル化とデータ統合の遅れ

- **デジタルツールの導入効果**：デジタル公共調達ツールの導入については、パブリックコンサルテーション回答者の 42% が負担軽減に、38% が迅速化につながっていると評価した。一方で、EU 域内での入札参加資格証明を共通化する「欧州単一調達文書³ (ESPD)」については、意図した目的を十分に果たせなかったとの評価となった。
- **システムの統合状況**：デジタル調達システムと他の行政システムとの統合が完了している加盟国は 18 か国にとどまる。このため、事業者に対して同一書類の再提出を求める等の非効率性が依然として残されている。

● 市場アクセスと競争状況

³ EU 域内の公共調達において企業が参加する際、自社の適合性や能力を証明するために提出する共通の自己宣言書で、各国の調達手続きを簡素化し、EU 企業が国境を越えて公共調達に参加しやすくするために導入された。

- **透明性の向上**：入札公告（TED）の掲載数は約 70%増加し、金額ベースでは 2 倍以上となり、公共調達市場への参入機会は拡大したといえる。
- **競争性の低下**：一方で、1 件あたりの平均応札者数は 5.4 社（2006-2010 年）から 3.4 社（2017-2024 年）に減少した。ただし、2,000 万ユーロを超える大型案件において平均 9.2 社の応札があり、一定の競争環境は維持されている。
- **中小企業（SME）のシェア拡大**：中小企業の契約獲得シェアは件数ベースで 71%、金額ベースで 55%となった。これは 2006-2010 年の数値（件数 64%、金額 47%）を上回っており、顕著な成果として評価できる。
- **クロスボーダー調達の実態**：他国企業への直接発注は金額の 4%と低水準だが、サプライチェーンを通じた「間接的なクロスボーダー調達」は約 20%に達しており、企業構造を通じた市場統合が進んでいることが示唆された。
- **戦略的調達（環境・社会・イノベーション）の進捗**
 - **最も経済的に有利な入札（MEAT）⁴**：価格のみならず、品質やライフサイクルコスト等を考慮した MEAT に基づく落札率は、70%（2006-2010 年）から 63%（2017-2024 年）に低下した。ただし、この数値の変動は統計上の構成変化に起因するものであり、実質的な後退を示すものではないとの分析がなされている。
 - **グリーン公共調達（GPP）等の認識ギャップ**：公開手続きにおいて、行政機関側は指令が推奨する戦略的調達の促進（グリーン調達 56%、社会的責任調達 55%、イノベーション 45%）に対し一定の意識を示している。対照的に、環境基準への取組み強化を認識していると回答した事業者は、わずか 3 分の 1にとどまった。
 - **GPP の導入実態**：契約当局による GPP の導入状況は加盟国間で大きなばらつきが見られる。全体平均としては、GPP 基準が含まれている契約は 25%にとどまっており、普及は道半ばである。
 - **イノベーション調達**：イノベーション調達の実施状況は、加盟国全体を通じて極めて低い水準にとどまっている。
- **ガバナンスとデータ品質**
 - **データの不備と影響**：入札データには、落札基準や価格の重み付けが記載されていない等の不備が散見される。こうしたデータの欠落は、汚職防止対策の徹底や、政策効果の正確な測定を妨げる要因となっている。
 - **人材と専門性**：調達担当者のプロフェッショナル化への投資は行われているが、スキル不足や人材確保の難しさが依然として課題である。

② 効率性（Efficiency）- コスト対効果の分析

- **コンプライアンス・コストの変化**
 - **事業者及び契約当局の負担推移**：事業者側の負担は、1 入札あたり平均 16

⁴ 単に「価格が最も安い」入札ではなく、価格やコストに加えて、品質、技術的メリット、環境的・社会的側面など、契約対象全体に関連する複数の基準を考慮して、総合的に最も有利な提案を選定する方式。

人日（2008-2010年）から11人日（2017-2024年）へ減少した。一方、契約当局側の負担は22人日（2006-2010年）から20人日（2017-2024年）へと、わずかな減少にとどまっている。

- **負担の大きい調達段階**：調達手続きのうち最も負担の大きい段階として、契約当局側は契約締結前段階、事業者側は提案前段階を挙げている。

- **経済的便益**

- **競争による価格低減効果**：コスト要因が存在する一方で、競争原理の機能による価格低減効果が確認されている。分析によれば、応札者が1社増加するごとに、契約価格は平均2.5%低下する相関が見られる。
- **総合評価**：全体として、直接的・間接的なコストは、競争による節約や社会的便益によって相殺されており、制度の効率性はプラスであると評価された。

③ 一貫性 (Coherence) - 法的枠組みの整合性

- **内部整合性と外部不整合**

- **指令間の内部整合性**：公共調達に関する3つの指令（公共調達、コンセッション、公益事業）間の整合性は概ね保たれているが、環境・社会・労働法に関する義務履行が加盟国の裁量に委ねられていることに起因して適用のばらつきが生じ、これが法的な不確実性を招いている。
- **外部整合性における課題**：しかし、2014年の本指令と他のEU法規制（エネルギー、デジタル、環境分野など）との整合性（外部整合性）に関しては、課題が浮き彫りとなっている。「分野別法令」において独自の調達ルールが急増しており、これが用語の不統一や報告義務の重複を引き起こし、法的枠組みを断片化させているためである。実務の現場からは、これら重複するルールの適用に伴う困難性を懸念する声が上がっている。

④ 妥当性 (Relevance) - 現在の課題への適合性

- **新たな地政学的文脈**

- **変化した優先課題**：2014年指令制定当時の主目的であった「単一市場の統合」は依然として重要性を有している。しかし、現在のEUは「競争力の低下」「気候変動」「地政学的緊張」という、当時とは異なる新たな課題に直面している。
- **持続可能性への要請**：気候変動の加速と広範な環境課題を踏まえると、持続可能な製品・サービスの調達は、依然として喫緊の課題であると位置付けられる。
- **戦略的自律と経済安全保障**：特に、「戦略的自律」や「経済安全保障」を確保する観点からは、現行の市場開放的なアプローチのみでは不十分である。従って、公共調達制度には、より戦略的な政策手段としての機能発揮が求められている。

(3) GPP に関する内容

欧州グリーン・ディールの推進に伴い、公共調達は単なる行政手続きから、環境目標達成のための戦略的ツールへとその役割を大きく変えつつある。次期指令改正において最も

重要な論点の一つとなる GPP の動向を正確に把握するため、評価報告書における 2014 年指令の成果、実施状況、及び特定された課題について、関連記述を整理し以下の通り報告する。

①2014 年指令における位置付けと支援措置

2014 年公共調達指令は、GPP の拡大を目的として、契約当局が調達プロセスの異なる段階において環境特性を組み込む可能性を初めて明示的に規定した。しかし、指令内において GPP に関する法的定義や統一的な調和規定は設けられず、その実施は加盟国の裁量に委ねられた。

一方、GPP の導入を促進するため、EC は以下の活動及びツールの開発を展開した。

- GPP ヘルプデスクの開設
- 自主的な GPP 基準及び EU エコラベルマニュアルの策定
- EU 公共調達のための都市アジェンダ⁵の立ち上げ
- 公共調達者コミュニティ⁶（大規模調達者連携プロジェクト）の立ち上げ、など

②加盟国における導入状況と規制の断片化

導入状況と規制の不均衡：

一部の加盟国は、国内法において義務的な環境基準や GPP 関連目標を採用し、あるいは国別行動計画や戦略を策定した。入手可能な情報によれば、公共調達全体で GPP を主流化している国が存在する一方、加盟国間での実践内容には大きなばらつきが見られる。14 加盟国のデータによると、契約件数ベースの GPP の平均は 25%弱であり、調達額ベース（10 加盟国データ）では平均約 37%である。特徴として、高額契約における環境基準重視の傾向がより顕著である。

しかし、指令における規定の任意性と GPP 定義の欠如は、加盟国間における規制上の差異と、EU 域内における実施の不均衡さを招く結果となった。この差異は、GPP に関連する具体的かつ異なる規定を含む多数の EU 法制度が別途採択されたことにより、さらに拡大している。

モニタリングの困難性：

統一された定義や、実施・データ収集・モニタリング手法が確立されていないため、加盟国全体における GPP の正確な導入水準を測定することは困難である。

③実務上の課題とフィードバック

ステークホルダー及び ICLEI（持続可能性のための自治体協議会）からのフィードバックにより、以下の利益と課題が明らかになった。

利益とコストのトレードオフ：

GPP の実施は、環境負荷の低減、エネルギー効率の向上、公共機関の評判向上といった多面的な利益をもたらす。一方で、初期費用の増加に加え、技術的に高度な要求やサプライチェーンの制約を管理するために多大な行政リソースが必要となる点が課題として指摘されている。

⁵ <https://uapublicprocurement.eu/>

⁶ <https://public-buyers-community.ec.europa.eu/>

環境ラベルと同等性の証明：

環境ラベルは、持続可能な解決策を促進し調達プロセスを円滑化する有効な手段として認識されている。しかし、経済事業者がラベルの代わりに「同等性」を証明する手段を提供する場合、その確認には多大な時間と専門的知識を要するため、深刻な非効率性を招いているとの指摘が頻出している。

法的要件の適用難易度：

現行指令が定める「持続可能性基準を契約の主題と関連付ける義務」については、実務上の適用において困難を伴うことが強調されている。

④総合評価

課題は残るものの、現在 21 の加盟国が国家レベルの GPP 政策又は枠組みを採用している事実は、2014 年指令が GPP の普及促進において一定の役割を果たしたことを示唆している。

(4) 提言と今後の方向性

評価結果から導き出された、次期改正に向けた主要な教訓と方向性は以下のとおりである。

①実質的な簡素化の断行：

現状の「複雑で硬直的」な手続きを見直し、発注当局が投資目的を効果的に達成できるような、真に柔軟なシステムへの転換が必要である。

②戦略的ツールとしての再構築：

環境・社会・イノベーションの各目標を達成するために、また「経済安全保障」に対応するために、調達ルールを単なる行政手続きから「戦略的政策ツール」へと明確に変革する必要がある。

③分野別法規制との調和：

他分野の法規制で増え続ける調達条項を整理し、公共調達指令との整合性を回復させることで、現場の混乱（法的不整合）を解消する必要がある。

④データ・ガバナンスの強化：

汚職防止及び戦略的な意思決定のために、EU 及び国家レベルでのデータ品質を向上させ、データ不足を解消することが急務である。

⑤プロフェッショナルリゼーションの推進：

複雑化する調達業務に対応するため、調達担当者のスキル向上とキャパシティ・ビルディングへの投資を大幅に強化する必要がある。

以上の結果を踏まえて、EC では 2025 年 11 月 3 日から 2026 年 1 月 26 日にかけて、本評価報告書で浮き彫りになった課題に対しての意見募集とパブリックコンサルテーションが行われた。終了後 8 週間以内に概要報告書が公表され、公共調達指令の影響評価報告書に添付される予定である。その後、本改正イニシアチブに関するハイレベル会議が開催される予定となっている。

3-1-2 アメリカ合衆国

1) 連邦調達規則 (Federal Acquisition Regulation : FAR)

FAR は、その名のとおり米国連邦政府機関における一般的な調達原則を定めた規則集である。1974 年の連邦調達政策局法 (The Office of Federal Procurement Policy Act of 1974: OFPP) に基づき、1984 年に連邦政府調達における実施規則 (米国調達庁: General Services Administration: GSA、米国国防総省: Department of Defense: DoD、航空宇宙局: National Aeronautics and Space Administration: NASA により策定) として施行された。環境配慮型製品の調達については、「Part 23 - Environment, Sustainable Acquisition, and Material Safety」にて規定されている。

FAR は、法律や大統領令など政策的考慮に対応して頻繁に改正されているが、Part 23 については 2024 年に全面的な再編が行われ、内容と構成が大きく刷新された。改正規則は、2024 年 4 月 22 日に公布され、同年 5 月 22 日から施行された。本改正では、省エネ、再生材利用、有害物質管理等、従来分散していた持続可能な調達に関する要件を Part 23 内の各サブパート (23.1~23.5) に集約・整理した。これにより、構成の明確化及び利便性の向上を図った。さらに、持続可能な製品及びサービスの調達を強力に推進するため、連邦政府に対する要求事項の強化、並びに持続可能な製品・サービスの明確化が図られた。その主要な変更点と概要は以下のとおりである。

- (1) 全ての調達において、「最大限実行可能な範囲 (maximum extent practicable)」で持続可能な製品及びサービスを調達する (FAR 23.103(a))
- (2) 全ての入札書及び契約書に「持続可能な製品・サービスを調達する」条項 (FAR 52.223-23) を組み込む
- (3) 「持続可能な製品・サービス」の定義拡大及び明確化: 「持続可能な製品・サービス」とは、以下二つのプログラム群の対象で、かつそれらを満たす製品・サービス (FAR 2.101)

表 3-1-1. FAR にて持続可能な製品・サービスに定義されるプログラム

Statutory Purchasing Programs (23.107)	Required EPA ⁷ Purchasing Programs (23.108)
<ul style="list-style-type: none"> • EPA Comprehensive Procurement Guidelines (CPG) (23.107-1) • USDA⁸ BioPreferred Program (23.107-2) • ENERGY STAR and Federal Energy Management Program (FEMP) (23.107-3) • EPA Significant New Alternatives Policy (SNAP) program (23.107-4) 	<ul style="list-style-type: none"> • WaterSense (23.108-1) • Safer Choice (23.108-2) • EPA Recommendations of Specifications, Standards, and Ecolabels (23.108-3)

⁷ 米国環境保護庁

⁸ 米国農務省

(1) 全ての調達において、「最大限実行可能な範囲 (maximum extent practicable)」で持続可能な製品及びサービスを調達する (FAR 23.103(a))

- **適用範囲の拡大**：原則として、連邦政府機関は、10,000 ドル以下の少額調達や商用既製品 (COTS 品⁹) を含めた全ての調達に適用される (義務)。
- **例外規定の厳格化**：持続可能な製品・サービス以外を調達する場合は、以下のいずれかの要件に該当するか文書で説明しなければならない。なお、価格の合理性を判断する場合、ライフサイクル全体を通じた費用対効果を考慮する必要があると明記されている。
 - (i) 合理的な期間内に入手できない場合
 - (ii) 合理的な性能要件を満たせない製品又はサービス
 - (iii) 合理的な価格で調達できない場合

(2) 全ての入札書及び契約書に「持続可能な製品・サービスを調達する」条項 (FAR 52.223-23) を組み込む

新しい契約条項として、「持続可能な製品・サービスを調達する」条項 (FAR 52.223-23) を全ての入札書及び契約書に組み込むことが義務化され、契約書ごとに統一されていなかった環境要件が標準化される。また、受託者は契約に含まれる製品やサービスが、指定された環境基準 (EPA の推奨基準など) を満たしていることを保証する必要がある。当該条項の和訳を以下に示す。なお、以下は報告者による参考訳である。正確な解釈については原文を参照されたい。

持続可能な製品及びサービス (2024 年 5 月)

(a) **定義** 本項において使用される場合、以下の定義を適用する。

バイオ製品とは、再生可能な国産の農業材料及び森林材料など、その全部又は重要部分がバイオ製品で構成される商用製品若しくは工業製品 (食料又は食糧以外) であるか、中間材料若しくは中間原料にあたる当該製品であると米国農務省 (USDA) が判断した製品を意味する。森林材料については、バイオ成分要件を満たす森林製品も同用語に含まれる。ただし、製品の市場占有率、製品寿命、製品市場の新規性又は新興性を問わない (合衆国法典第 7 編 8101) (連邦規則集第 7 卷 3201.2)。

再生材料とは、固形廃棄物から回収又は転用された廃棄材料及び副産物を意味するが、同用語には、廃棄材料及び副産物のうち、最初の製造工程から出たものや当該工程内で通常再使用されるものは含まれない。 (合衆国法典第 42 編 6903)

持続可能な製品及びサービスとは、購入に際して以下の適用される法定の命令及び指示を準拠し、満たす製品及びサービスを意味する。

(1) 法定購買プログラム

(i) 米国環境保護庁 (EPA) が包括的調達ガイドライン (合衆国法典第 42 編 6962) (連邦規

⁹ **Commercial Off-The-Shelf**：「棚からすぐに取り出して使える市販品・既製品」を指す。元来は航空宇宙・防衛産業で確立された概念で、市場に流通しており即座に調達可能な完成品や標準部品をいう。

則集第 40 編 パート 247) (<https://www.epa.gov/smm/comprehensive-procurement-guideline-cpg-program#products>) に基づいて指定する再生材料を含む製品

(ii) ENERGY STAR®の認証を受けたエネルギー効率及び水効率に優れた製品又は連邦エネルギー管理プログラム (FEMP) に指定される製品 (合衆国法典第 42 編 8259b) (連邦規則集第 10 巻パート 436 サブパート C) (<https://www.energy.gov/eere/femp/search-energy-efficient-products> 及び <https://www.energystar.gov/products?s=mega>)

(iii) BioPreferred®プログラムに基づく米国農務省のコンテンツ要件を満たすバイオ製品 (合衆国法典第 7 編 8102) (連邦規則集第 7 巻パート 3201) (<https://www.biopreferred.gov>)

(iv) EPA の重要新規代替品政策 (SNAP) プログラム (成層圏オゾンの破壊に寄与する物質から脱するための安全で円滑な移行を確実に行うプログラム) に基づいて列挙された容認可能な化学物質、製品及び製造工程 (合衆国法典第 42 編 76711) (連邦規則集第 40 巻パート 82 サブパート G) (<https://www.epa.gov/snap>)

(2) 求められる EPA 購買プログラム

(i) WaterSense®のラベルが貼付された (水効率に優れている) 製品及びサービス (<https://www.epa.gov/watersense/watersense-products>)

(ii) Safer Choice 認証製品 (より安全な化学成分を含む製品) (<https://www.epa.gov/saferchoice/products>)

(iii) 2023 年 10 月現在有効な EPA の「仕様、基準、環境ラベルに関する推奨事項」を満たす製品及びサービス (<https://www.epa.gov/greenerproducts/recommendations-specifications-standards-and-ecolabels-federal-purchasing>)

(b) 要件

(1) 本契約に適用される持続可能な製品及びサービス (製品又はサービスの購買プログラム及び種類を含む) ならびに本項の対象ではない製品又はサービスについては、作業明細書又は契約書の他の部分に記載する。

(2) 請負業者は、本契約で求められる持続可能な製品及びサービスが以下の条件を満たすよう徹底するものとする。

(i) 政府に納品される。

(ii) 政府による使用を目的として提供される。

(iii) 公共ビルの建設又は公共工事に取り入れられる。

(iv) 製品コストが政府契約の直接コスト (請負業者の一般管理費用又は間接コストに通常当てはまるコストと対比した概念) である場合、本契約に基づく業務遂行に使用するために提供される。これには、発注時に政府機関が施設を運営又はサポートする場合に遵守が求められるのと同程度に、政府所有施設の管理及び運営を行う請負業者が遂行したサービスも含まれる。

(3)(i) 本条項の paragraph (b)(3)(ii) に定める場合を除いて、持続可能な製品及びサービスは、見積り時又は応募書類提出時において適用される基準、仕様書その他のプログラム要件を満たさなければならない。

(ii) 持続可能な製品及びサービスは、2023 年 10 月現在有効な EPA の「仕様、基準、環境ラベルに関する推奨事項」を満たさなければならない。

(c) リソース <https://sftool.gov/greenprocurement> において閲覧可能なグリーン調達編

集物（GPC）は、持続可能な製品及びサービスの包括的リストならびに持続可能な調達に関する指針を提供している。請負業者は、特定の製品又はサービスにどの購買プログラムが適用されるかを判断する際に GPC を精査すべきである。

(3) 「持続可能な製品・サービス」の定義拡大及び明確化：「持続可能な製品・サービス」とは、以下二つのプログラム群の対象で、かつそれらを満たす製品・サービス（FAR 2.101）


① Statutory Purchasing Programs（法定調達プログラム）と Required EPA Purchasing Programs（必須 EPA 調達プログラム）の概要

本改正では、「持続可能な製品・サービス」が何を指すのかが明確化された。前述のとおり、Statutory Purchasing Programs（法定調達プログラム）、Required EPA Purchasing Programs（必須 EPA 調達プログラム）の両プログラム群に指定されている制度等の要件を満たす製品・サービスが、持続可能な製品・サービスと定義された。

Statutory Purchasing Programs（法定調達プログラム）：

連邦議会が制定した法律によって、連邦政府機関に購入が義務付けられている製品プログラム群であり、以下のプログラムが含まれる。

表 3 - 1 - 2. Statutory Purchasing Programs（法定調達プログラム）

プログラム名	概要
EPA Comprehensive Procurement Guidelines (CPG) ¹⁰	再生材料利用製品 <ul style="list-style-type: none"> 法的根拠：資源保護回復法（RCRA）¹¹ 第 6002 節 都市ごみから回収された材料（再生材料）を使用した製品の調達を連邦政府機関に義務付ける 対象：8 分野、61 品目（建設製品、紙製品など）
USDA BioPreferred Program ¹² 	バイオベース製品 <ul style="list-style-type: none"> 法的根拠：農業安全保障・農村投資法¹³ 第 9002 条 バイオベース製品（生物由来製品）の調達を連邦政府機関に義務付け、バイオベース含有率が証明された製品の認証制度 対象：139 品目
ENERGY STAR ¹⁴ and Federal Energy Management Program (FEMP) ¹⁵	省エネ製品 ENERGY STAR <ul style="list-style-type: none"> 法的根拠：エネルギー政策法（EPA 2005）¹⁶ ENERGY STAR 認証製品の調達が義務

¹⁰ <https://www.epa.gov/smm/comprehensive-procurement-guideline-cpg-program>

¹¹ <https://www.epa.gov/laws-regulations/summary-resource-conservation-and-recovery-act>


¹² <https://www.biopreferred.gov/BioPreferred/>

¹³ <https://www.congress.gov/107/plaws/publ171/PLAW-107publ171.pdf>

¹⁴ <https://www.energystar.gov/?s=mega>

¹⁵ <https://www.energy.gov/femp/federal-energy-management-program>



¹⁶ <https://www.congress.gov/109/plaws/publ58/PLAW-109publ58.pdf>

	<ul style="list-style-type: none"> 対象：59 品目 <p>Federal Energy Management Program (FEMP)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法的根拠：エネルギー法 (Energy Act of 2020)¹⁷ など FEMP が指定する、同等製品の中でエネルギー効率が上位 25%に入る製品の調達を義務化 対象：13 品目
<p>EPA Significant New Alternatives Policy (SNAP) program¹⁸</p>	<p>オゾン層破壊物質の代替物質を使用した製品</p> <ul style="list-style-type: none"> 法的根拠：米国大気浄化法 (Clean Air Act: CAA)¹⁹ 第 612 条 EPA のリストで「容認」されている物質を使用した製品を調達することが義務 対象：8 分野

Required EPA Purchasing Programs (必須 EPA 調達プログラム) :

法律ではなく、EPA が環境配慮等の観点から指定し、連邦政府として調達を必須要件としたプログラム群。民間の環境ラベルなども活用されており、以下のプログラムが該当する。

表 3 - 1 - 3. Required EPA Purchasing Programs (必須 EPA 調達プログラム)

プログラム名	概要
<p>WaterSense²⁰</p> 	<p>節水製品</p> <ul style="list-style-type: none"> 法的根拠：アメリカ水インフラ法 第三者機関の審査に基づき、EPA が節水製品の節水性と実用性能を認定するラベル制度 対象：9 品目
<p>Safer Choice²¹</p> 	<p>化学物質の安全性が高い製品</p> <ul style="list-style-type: none"> 法的根拠：汚染防止法 (PPA)²² 第三者機関の審査に基づき、EPA が洗剤・洗浄剤等化学物質を含む製品の安全性と性能を認定するラベル制度 対象：約 50 品目

¹⁷ file:///C:/Users/kobayashi/Downloads/Energy%20Act%20of%202020_biggerfont.pdf

¹⁸ <https://www.epa.gov/snap>

¹⁹ <https://www.epa.gov/laws-regulations/summary-clean-air-act>

²⁰ <https://www.epa.gov/watersense>

²¹ <https://www.epa.gov/saferchoice>

²² <https://www.epa.gov/p2/pollution-prevention-act-1990>

<p>EPA Recommendations of Specifications, Standards, and Ecolabels²³</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 連邦政府の調達担当者が製品を選ぶ際に参照すべき、EPA が信頼性を評価・選定した「民間及び公的な環境ラベル・規格」の推奨リスト (EPA Recommendations) • EPA が「The Framework」と呼ばれる厳格な評価基準に基づいて、信頼できるラベルを選定し、リスト化 • 40 以上の分野、60 以上の民間の環境ラベル・規格を包含 (EPEAT (電子機器)、Green Seal など)
---	--

以上の3点より、連邦政府機関の調達担当者は、全ての調達契約において、持続可能な製品・サービスを調達することが義務付けられると分かる。さらに、FAR の下記条項 (FAR 23.103(a), FAR 23.103(b)(1)) を精査すると、「市場に適合品・サービスが存在し、性能・価格・納期等の条件を満たす限り、あらゆる調達においてこれを選定する義務がある」と解釈できる。従って、調達契約に含まれる製品・サービスが指定の2つのプログラム群に該当する場合、調達品目の一部のみならず、その全てについて、いずれかのプログラムへの適合が必須であると結論付けられる。

<ul style="list-style-type: none"> • FAR 23.103(a): "Agencies shall procure sustainable products and services (as defined in 2.101) to the maximum extent practicable." (政府機関は、持続可能な製品及びサービスを、実行可能な最大限の範囲で調達しなければならない。) • FAR 23.103(b)(1): "Ensure compliance with applicable statutory purchasing program requirements" (適用可能な法定調達プログラムの要件への準拠を確実にすること...)
--

②両プログラム群における調達の優先順位

なお、上述の2つの指定プログラム群である「Statutory Purchasing Programs (法定調達プログラム)」と「Required EPA Purchasing Programs (必須 EPA 調達プログラム)」においても、調達の優先順位がある。改正された FAR の 23.104(c) では、以下の順序で製品・サービスを調達するよう規定している。

- **第一優先 : Statutory Purchasing Programs**
 - まず、法律で義務付けられているプログラム (再生材料、バイオベース、省エネ製品など) に適合する製品を探さなければならない。
- **第二優先 : Required EPA Purchasing Programs**
 - もし Statutory Purchasing Programs の対象外の製品であれば、この指定 EPA

²³ <https://www.epa.gov/greenerproducts/recommendations-specifications-standards-and-ecolabels-federal-purchasing>

調達プログラム (Safer Choice, WaterSense など) を満たす製品を第一候補とする。

- **推奨：Multi-attribute 製品**

- 両方の要件を満たす製品 (例：省エネ基準を満たし、かつ有害物質も含まない製品) を最も優先的に調達する。

- FAR 23.104(c):

Prioritization. Agencies shall prioritize sustainable products and services as follows: (優先順位。各機関は、持続可能な製品及びサービスを以下の順序で優先的に調達するものとする：)

- (1) Procure products and services that meet applicable statutory purchasing program requirements (see 23.107). When both an EPA-designated item (see 23.107-1) and a biobased product in a USDA-designated product category (see 23.107-2) could be used for the same purposes, and there is not an EPA-designated item that is also a biobased product in a USDA-designated product category that meets the agency's needs, procure the EPA-designated item. ((1) 適用される法定調達プログラム要件 (23.107 参照) を満たす製品及びサービスを調達する。EPA 指定品目 (23.107-1 参照) と USDA 指定製品カテゴリー内のバイオベース製品 (23.107-2 参照) の両方が同一目的で使用可能であり、かつ当該機関のニーズを満たす EPA 指定品目かつ USDA 指定製品カテゴリー内のバイオベース製品が存在しない場合、EPA 指定品目を調達する。))
- (3) If no statutory purchasing program requirements apply, procure sustainable products and services that meet required EPA purchasing program requirements (see 23.108). ((3) 法定購買プログラム要件が適用されない場合、必須 EPA 購買プログラム要件 (23.108 参照) を満たす持続可能製品・サービスを調達すること。)

2) 大統領令

(1) GPP 関連の大統領令の変遷

トランプ大統領が就任初日である 2025 年 1 月 20 日に署名した大統領令 14148 号「有害な大統領令及び措置を撤廃する大統領令 (Initial Rescissions of Harmful Executive Orders and Actions)²⁴」によって、GPP 制度を規定していた大統領令 14057 号を含む多くの環境・気候変動関連の命令が撤回された。続いて、同年 3 月 20 日には大統領令 14240 号「調達統合による無駄の排除と納税者の資金節約 (Eliminating Waste and Saving Taxpayer Dollars by Consolidating Procurement)²⁵」にて、連邦政府の「一般的な物品・サービス (Common Goods and Services)」の調達権限を、各省庁から GSA に集中・統合したとともに、これまでの「環境配慮」重視から、「効率性と経済性」重視へシフトした。さらに、同年 4 月 15 日に大統領令 14275 号「連邦政府調達への常識の回復 (Restoring Common Sense to Federal Procurement)²⁶」を発令し、調達プロセスにおける複雑な規制(環境、多様性・公平性・包括性 (DEI) 関連など)を撤廃し、よりシンプルで商業的な慣行に即した調達プロセスへの回帰を指示した。加えて、本命令の発令日から 180 日以内に FAR 評議会は、FAR を修正するための適切な措置を講じることも求められた。

(2) Revolutionary FAR Overhaul: RFO (革命的な FAR の大幅見直し)

2025 年 5 月 2 日、大統領令 14275 号に基づき、法的根拠のない過剰な規制の撤廃及び連邦調達制度の簡素化を目的として、ACQUISITION.GOV 上に「Revolutionary FAR Overhaul: RFO」の特設ページが開設された (<https://www.acquisition.gov/far-overhaul>)。本ページでは FAR の改正案を公開しており、FAR の主要パートの改正案が数か月ごとに順次追加されている。同年 10 月 9 日には、持続可能な製品・サービスの調達を規定するパート 23 等を含む改定案「FAR Overhaul New Model Deviation Text for Parts 22, 23, 32 and 53²⁷」が公表された。この改訂案では、多くの FAR の規定が修正・変更されており、主な点を以下にまとめる。なお、2025 年 12 月現在の状況として、FAR の正式な「全面改正」はまだ完了していない。「Revolutionary FAR Overhaul (RFO)」における、通常の法制手続(パブリックコメントの募集や審査など)には時間がかかるため、FAR 自体の恒久的な書き換えは 2026 年以降にずれ込む見込みである。

① 条文の簡素化

FAR: 方針 (23.103 Policy)、手順 (23.104 Procedures)、例外事項 (23.105 Exceptions/23.106 Exemptions)、優先順位 (23.104 (c) Priorities) など詳細に区分されているほか、各条項は記述量が多い。

²⁴ <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/initial-rescissions-of-harmful-executive-orders-and-actions/>

²⁵ <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/03/eliminating-waste-and-saving-taxpayer-dollars-by-consolidating-procurement/>

²⁶ <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/04/restoring-common-sense-to-federal-procurement/>

²⁷ <https://www.acquisition.gov/content/far-overhaul-new-model-deviation-text-parts-22-23-32-and-53>

RFO： これらを統合・整理し、「3つの直接的なステップ (three direct steps)」という形に単純化した。

- ① **Identify (特定)**： 要求部門と連携し、今回の調達に適用される持続可能な製品を特定する。
- ② **Document (文書化)**： 持続可能な製品の調達が合理的でない場合、その理由を文書化する。
- ③ **Distinguish (明示)**： 入札書及び契約書において、「調達義務である持続可能な製品」と「例外となる製品」を明確に書き分ける。

②持続可能な製品の定義の変更（調達義務化対象プログラムの変更）

a. 用語の変更

「Sustainable Products and Services」 → 「Sustainable Acquisition」

b. 持続可能な製品の定義の変更

FAR： 持続可能な製品・サービスとは、以下2つのプログラム群の対象であり、かつこれを満たす製品及びサービス

- Statutory Purchasing Programs (法定調達プログラム)
- Required EPA Purchasing Programs (必須 EPA 調達プログラム)

RFO： 持続可能な製品とは、以下のプログラムの対象であり、かつこれを満たす製品

- EPA Comprehensive Procurement Guidelines (CPG)
- USDA BioPreferred Program
- ENERGY STAR and Federal Energy Management Program (FEMP)
- EPA Significant New Alternatives Policy (SNAP) program

RFO で再定義された持続可能な製品の対象プログラムは、FAR で調達義務とされている「Statutory Purchasing Programs (法定調達プログラム)」のみであり、FAR で同じく調達義務とされていた「Required EPA Purchasing Programs (必須 EPA 調達プログラム)」は除外される形となった。Statutory Purchasing Programs (法定調達プログラム) の対象4プログラムは、各プログラムの法的根拠である法律において、連邦政府機関にその対象製品の調達を義務付けているものであり、調達義務化が継続された。一方、Required EPA Purchasing Programs (必須 EPA 調達プログラム) については、法的根拠となる法律において、その調達が義務化されているわけではないため、義務化対象から除外されたと考えられる。これは、大統領令 14275 号における、「法律 (Statute) によって要求される条項、あるいは単純さと使いやすさを支援するために必要な条項のみを含むようにする」の指示に沿ったものであると考えられる。つまり、「Required EPA Purchasing Programs」は連邦議会によって制定された連邦法に基づく義務ではなく、大統領令により規定されていた要件であるため、RFO の「法定要件への回帰」及び「過剰規制の撤廃」の方針に基づき、調達義務の対象から除外されたと考えられる。

c. まとめ：調達義務化対象プログラムの変更

	Statutory Purchasing Programs (23.107)	Required EPA Purchasing Programs (23.108)
	<ul style="list-style-type: none"> EPA Comprehensive Procurement Guidelines (CPG) (23.107-1) USDA BioPreferred Program (23.107-2) ENERGY STAR and Federal Energy Management Program (FEMP) (23.107-3) EPA Significant New Alternatives Policy (SNAP) program (23.107-4) 	<ul style="list-style-type: none"> WaterSense (23.108-1) Safer Choice (23.108-2) EPA Recommendations of Specifications, Standards, and Ecolabels (23.108-3)¹
FAR	調達義務とする 「持続可能な製品・サービス」と定義	調達義務とする 「持続可能な製品・サービス」と定義
RFO	調達義務とする 「持続可能な製品」と定義 ↓ 義務を継続	調達義務とする 「持続可能な製品」の対象から除外 ↓ 調達義務の対象から除外

(3) 2025 年 12 月現在の運用

大統領令 14275 号に基づく FAR の再改定 (RFO) が完了するまでの連邦政府機関の運用として、各省庁は「逸脱 (Class Deviation)」という特例措置を使って、即座に RFO の内容を優先して執行している。GSA は、2025 年 10 月 8 日に「Class Deviation RFO-2025-23: FAR Class Deviation for FAR Part 23 in Support of Executive Order 14275, Restoring Common Sense to Federal Procurement²⁸」を公布し、RFO に沿った調達を実施している。

²⁸ https://www.acquisition.gov/sites/default/files/page_file_uploads/GSA_RFO_Deviation_Part-23.pdf

3-1-3 タイ王国

1) グリーン公共調達促進に関する国家行動計画 (2022-2027) – 第4次 GPP 計画

(1) タイ GPP 計画の変遷

タイにおける GPP は、特定の法律に基づくものではなく、閣議決定等の計画ベースで推進されている。2022年5月11日、タイの環境政策における最高意思決定機関の一つである国家環境委員会 (National Environment Board: NEB) において、「グリーン公共調達促進に関する国家行動計画 (2022-2027)」が承認された。同行動計画は、2008年に閣議決定により開始された「環境に配慮した物品及びサービスの調達促進計画 (2008-2011年)」(第一次 GPP 計画) から数えて、第4次の計画にあたる。GPP 制度を所管している公害監理局 (Pollution Control Department: PCD) が主導して策定したもので、その背景には20か年国家戦略 (2018-2037年)、第12次国家経済社会開発計画 (2017-2022年)、及び第13次国家経済社会開発計画 (2023-2027年)²⁹ があり、「タイを価値創造経済と持続可能な社会へと変革する」という方針の下、2022年から2027年における環境配慮型物品・サービスの調達促進を目的としている。また、本行動計画はタイ政府の重要経済政策である BCG (バイオ・循環型・グリーン) 経済モデルの推進を目的とした「BCG 行動計画 (2021-2027)³⁰ (2022年2月閣議承認)」の一部としても位置付けられていることも特徴の一つである。BCG 行動計画には、「政府調達を通じて BCG 製品及びサービスのイノベーション支援市場の創出、民間及び公共部門の調達へのインセンティブ提供、関連する環境ラベルの促進」が掲げられており、環境ラベルの普及促進についても明記されている。

表 3-1-4. タイ GPP 計画の変遷

区分	名称	期間	承認日・決定機関	主な対象範囲	指定品目数
1次	環境に配慮した物品及びサービスの調達促進計画 (2008-2011年)	2008 - 2011	2008年1月 22日 (閣議決定)	中央省庁 (約170機関)	17品目 (物品14 + サービス3)
2次	環境に配慮した物品及びサービスの調達促進計画 (2013-2016年)	2013 - 2016	NEB (※日付は特定できず)	地方自治体、 大学・公共機 関に拡大 (約2,000機関)	17~22品目
3次	環境に配慮した物品及びサービスの調達促進計画 (2017-2021年)	2017 - 2021	2017年9月 6日 (NEB)	民間セクター (官・民・国民 に拡大)	25品目 (物品19 + サービス6)
4次	グリーン公共調達促進に関する国家行動計画 (2022-2027年)	2022 - 2027	2022年5月 11日 (NEB)	全セクター (官・民・国民)	39品目 (物品31 + サービス6)

²⁹ https://www.nesdc.go.th/wp-content/themes/plant3-child/assets/pdf/13/article_file_20230615134223.pdf

³⁰ <https://waa.inter.nstda.or.th/stks/pub/bcg/20211228-BCG-Action-Plan-2564-2570.pdf>

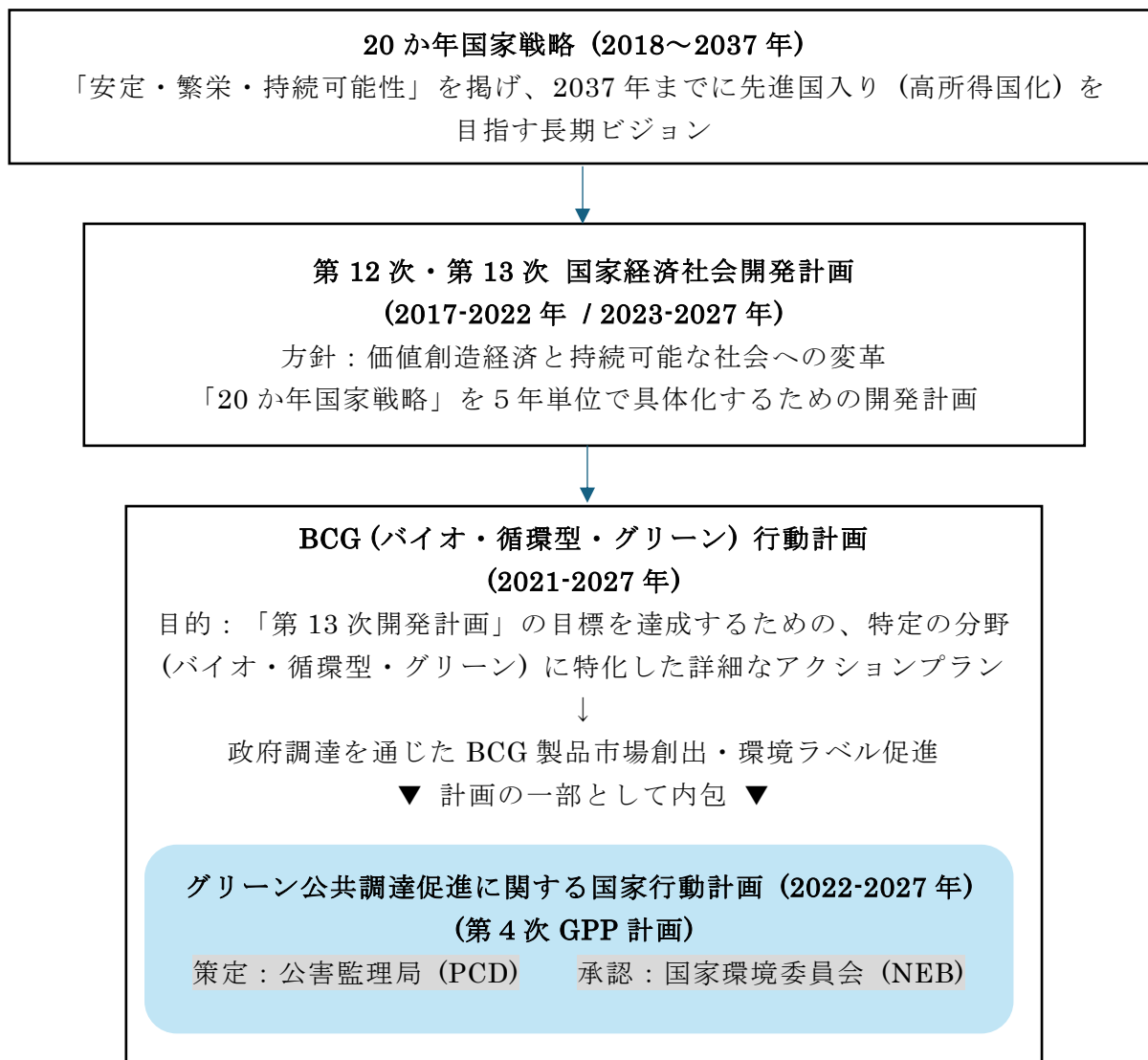


図 3-1-1. グリーン公共調達促進に関する国⺠行動計画 (2022-2027) と関連政策の体系図

(2) グリーン公共調達促進に関する国⺠行動計画 (2022-2027)- 第 4 次 GPP 計画の概要

第 4 次 GPP 計画にあたる同国⺠行動計画の特徴は以下のとおりである。

①政策的位置付けの高度化

PCD 主導の取組という側面が強かったところ、タイ政府の重要経済政策である「BCG 行動計画 (2021~2027)」の一部として組み込まれたことで、単なる「環境の取組」ではなく、「国の競争力を高める経済活動」として位置付けられた。

②法的枠組みと強制力の強化

汚染管理局は、会計検査院局長と連携して環境に配慮した物品・サービスの調達の促進に関する財務省令の起草を担い、2020 年 12 月に財務省令「国が促進又は支援しようとする物品の調達に関する省令 (第 2 号) B.E2563 (2000)」の公布に至った。本省令において「環境に優しい物品」とは、ライフサイクルを考慮し、従来製品よりも環境への影響が少

ない製品と定義したとともに、「国が促進又は支援する物品」については、PCDの「グリーン製品及びサービスデータベース」に掲載されている物品を指すものと規定した。従来、GPPは自発的な協力ベースで進められていたが、本財務省令は環境配慮型製品・サービスの調達に対する制度的な裏付けとして機能することとなった。これにより、GPPは調達法に基づく正当な手続きとして位置付けられ、環境配慮型製品を調達する意義は高まったと言える。しかし、法的強制力までは有しておらず、依然として運用の判断は各機関の任意に委ねられている。

③民間セクターへのアプローチ強化

公共部門に加えて、民間部門や国民へのさらなる対象拡大が明記された。具体的には、タイ証券取引所上場企業等を対象に、グリーン調達の実施率について「2027年までに95%参加」等の目標が設定されている。

また、国民に向けては、グリーンVAT（環境付加価値税）の創設が検討されている。これは、環境配慮型製品を購入した消費者（事業者含む）に対し、税の還付や減税を行う仕組みである。併せて、環境配慮型製品の購入時にポイント優遇等を行う「グリーンクレジットカード」の導入も検討されている。

④対象品目の拡大

同行動計画では、環境配慮型製品・サービスの生産及び提供の促進を重要戦略と位置付け、多角的な目標を設定している。具体的には、GPP対象品目の拡大を掲げ、入手可能な製品・サービスや環境ラベル・認証基準に関する市場調査を実施するとしている。その際、タイ工業連盟のデータを基に販売量の多い50品目を参考とし、政府調達量の多い製品リストを作成する。その上で、普及促進対象となる環境配慮型製品・サービスを指定し、2027年までに対象を150品目へ拡大することを目指す。

⑤環境ラベル取得及び普及促進

普及促進策として、環境ラベル取得支援に重点を置く。手続きの簡素化に向けたワンストップサービスの導入や、知見提供のための会議・セミナー開催を予定しているほか、認証機関のネットワークを拡大し、認証プロセスの効率化を図る。また、事業者や販売店舗と協力して認証製品の流通を支援するとともに、政府が促進するグリーンマーケットやブルーフラッグストア³¹等を通じて消費者に明確な選択肢を提供し、意識啓発を行う。これらには、オンライン取引プラットフォームや政府の「食べる・買う・使う」プログラム³²等との連携も含まれる。さらに、メーカーやサービス提供者による認証ラベルの表示も促進していく。

事業者に対しては、環境配慮型事業への転換及び環境ラベル取得を推奨するため、金融・税制・投資面での支援措置を講じる。具体的には以下のとおりである。

³¹ タイ商業省が主導する、低所得者層を支援するためのプログラム「Thong Fah Pracharat」のもと、商業省に登録した店舗で、条件を満たすことで「ブルーフラッグ (Thong Fah)」のロゴや旗を掲げることができる。

³² Chim Shop Chai プログラム：タイ政府が2019年に国内の個人消費と観光を刺激する目的で実施した経済刺激策プログラム。タイ政府とクルンタイ銀行が共同開発したデジタルウォレットアプリ「Paotang」の普及に大きく貢献した。

- 環境ラベル認証申請費用の税控除及び関連コストの削減
- タイ投資委員会 (BOI) による投資支援
- カーボンクレジット (ポイント・現金化や取引が可能) の活用による生産者支援
- 資源利用と環境管理に係る料金引き上げの検討
- 環境配慮型製品の特許登録支援

2) タイの GPP 制度



前述のとおり、タイの GPP においては、PCD が所管する「グリーン製品及びサービスデータベース」に掲載された製品・サービスの調達が求められる。同データベースへの登録には、タイのタイプ I 環境ラベルである「グリーンラベル」の取得、あるいは PCD が策定した GPP 基準への適合等が必要となる。PCD は、同データベースにおける調達の優先順位として、第一に「タイ・グリーンラベル」等の第三者認証環境ラベル、次いで PCD の GPP 基準を満たす「グリーンカート」を推奨している。なお、グリーンラベル及びグリーンカート基準が存在しない品目については、「カーボンフットプリント削減ラベル」が付与された製品・サービスの調達を推奨している。

表 3-1-5. 調達の優先順位

優先順位 1 : 第三者認証		
タイ・グリーンラベル		タイ環境研究所 (TEI)
グリーンリーフ (ホテル認証)		グリーンリーフ財団
グリーンホテル (ホテル認証)		環境保全推進局 (DEQP)
クールモード (繊維製品)		タイ温室効果ガス管理機構 (TGO)
優先順位 2 : GPP 基準適合 (グリーンカート) PCD が策定した GPP 基準を満たす製品・サービス		
グリーンカート		PCD
優先順位 3 : カーボンフットプリント削減ラベル グリーンラベル及びグリーンカートの基準がない製品に限る		
カーボンフットプリント 削減ラベル		タイ温室効果ガス管理機構 (TGO)

PCDが策定するGPP基準は、PCDがグリーンラベルを運営するタイ環境研究所（TEI）、及びタイ工業連盟（FTI）と連携して策定している。同基準を満たす製品・サービスは、「グリーンカート」ラベルを付けることが可能で、同制度は2013年から導入されたものである。本制度はPCDへの申請に基づく任意の登録制度であり、登録手続きに要する期間は5~30日程度、登録有効期間は3年である。登録料が無料であることから、多くの事業者を活用されている。なお、グリーンカートの申請はGPPウェブサイトから行うことが可能である。GPP基準は、グリーンラベル基準よりも10%程度緩い水準で設定されており、グリーンラベル認証製品については、GPP対象商品であれば自動的にGPP基準を満たすものとみなされる。政策上、グリーンカートは上位基準への移行段階として位置付けられており、3年間の登録期間中に「グリーンラベル」を取得することが推奨されている。グリーンラベルとグリーンカートの主な違いは以下のとおりである。

表3-1-6. グリーンラベルとグリーンカートラベル

区分	グリーンラベル	グリーンカート
ラベル		
概要	商品ライフサイクルを通じて環境への負荷が少なく環境保全に役立つと認められた商品を認証	国家標準規格と国家環境基準をベースにライフサイクルアセスメントを基に定める。グリーンラベル基準より10%程度緩い基準となっている。 登録期間は3年で、登録機関終了後、グリーンラベルの取得が推奨されている。
対象カテゴリー	事務機器、家電製品、生活用品、レジャー用品、家具など131基準（2026年1月7日時点）	事務機器、オフィス用品、車両、オフィス清掃サービスなど42分野（2025年1月31日時点）
認定商品数	6,205 認定商品 (2025年12月)	1,337 商品 (2025年1月)
認定基準	タイ環境研究所（TEI）のウェブサイトに掲載	PCDのウェブサイトに掲載
認証機関	タイ環境研究所（TEI）	申請先機関：PCD
ウェブサイト	https://greenlabel.tei.or.th/home	https://gp.pcd.go.th/

3-1-4 日本のグリーン購入法との比較

本節では、前項までの調査結果を踏まえ、各国・地域（米国、タイ、及び参考として EU）における GPP 制度の運用実態について、日本のグリーン購入法との比較整理を行う。日本の制度では、国が独自の「判断の基準」を策定し、環境ラベルをその適合判断の一助（参考情報）として位置付けているのに対し、諸外国では、環境ラベルや認定データベースへの登録を調達の本須要件とする、あるいは個別の法律により特定の認証プログラムへの適合を義務付けるなど、制度とラベル・基準との連動性に明確な差異が見られる。以下に、各国の法的根拠、環境ラベルの活用位置付け、及び適合証明の方法に関する比較一覧を示す。

表 3-1-7. 日本のグリーン購入法と米国、タイ、EU との比較整理

比較項目	日本	米国	タイ	EU (参考)
①制度の法的根拠	【包括的な枠組み法】 「グリーン購入法」に基づき、国が方針と判断基準を策定	【個別法+調達規則】 「連邦調達規則 (FAR)」がベース 根拠は資源保護回復法 (RCRA)、農業法等の 個別法律 にある	【閣議決定・行動計画】 「国家行動計画」がベース 財務省令により手続きが規定されているが、法律による直接義務ではない	【指令 (Directive)】 公共調達指令 (Directive 2014/24/EU) 等に基づき、加盟国が国内法化
②環境ラベルとの関係	【判断の基準 ≠ ラベル】 国が独自の「判断の基準」を告示。環境ラベル（エコマーク等）は参考情報であり、必須ではない	【プログラム (ラベル) 指定】 FAR において、Energy Star (省エネ) や BioPreferred (バイオ) 等の 特定プログラムへの適合が義務付けられている 大統領令により、法的根拠に基づかない調達義務 (EPA 推奨環境ラベル等) は対象から除外される見込み	【ラベル取得 ≒ 必須】 「グリーン製品データベース」掲載品目の調達が原則 掲載には「グリーンラベル (第三者認証)」、「グリーンカード (PCD 策定 GPP 基準)」、又は「カーボンフットプリント削減ラベル」が必要	【技術仕様として活用】 要件を満たすタイプ I 環境ラベル (EU エコラベル等) の基準を技術仕様として引用可能
③適合証明・検証	【自己適合宣言、又は環境ラベル】 事業者の自己責任による適合確認、又は環境ラベル取得に関する証拠書類による	【認証・登録重視】 Energy Star や USDA BioPreferred 等、認証・リスト化された製品を選ぶ仕	【登録確認】 PCD が管理するデータベースに登録されているか否かで判断 優先順位は ①第三	【環境ラベル又は同等証明】 環境ラベル認証書、又は同等の性能証明 (テストレポート等)

	確認	組み RFOでは「法定義務」のあるプログラムを最優先する運用へ厳格化	者認証ラベル > ② グリーンカート > ③カーボンフットプリント削減ラベル	
④他法律・施策への引用	<ul style="list-style-type: none"> 第六次環境基本計画 地球温暖化対策計画 循環型社会形成推進基本計画 プラスチック資源循環促進法 GX（グリーントランスフォーメーション）推進戦略 生物多様性国家戦略 計画レベルでの連携が主	【強力な法的リンク】 <ul style="list-style-type: none"> RCRA → 再生材利用製品（CPG） 農業法 → バイオ製品（BioPreferred） エネルギー法 → 省エネ製品（FEMP/Energy Star） 大気浄化法 → 代替物質（SNAP） これら法律自体に調達義務が規定されている	【国家戦略の一部】 <ul style="list-style-type: none"> 第13次国家経済社会開発計画 BCG（バイオ・循環型・グリーン）経済モデル 気候変動マスタープラン 環境品質マネジメント計画 国家経済戦略の一部としてGPPが位置付けられ、市場創出手段として機能	【政策実行手段】 <ul style="list-style-type: none"> 欧州グリーン・ Deal Competitiveness Compass エコデザイン規則 循環経済行動計画 Farm to Fork 戦略 クリーン車両指令 エネルギー効率指令 これら政策の実行手段としてGPPを位置付け